

審査担当職員の研修等

労災診療費審査専門研修(中央研修)

新たに労災レセプト審査事務に就いた職員を主な対象として、労働大学校において、労災医療に精通した医師、医療事務有資格者及び本省職員を講師として、労災診療費の算定に必要な専門的知識及び技術を習得させることを目的とした研修。

【平成24年度実績】

開催日程： 平成24年6月4日～8日（5日間）

受講者数： 45名

- 研修内容：
- 労災診療費を取り巻く情勢について（1時間）
 - 演習（I） レセプト審査の実務（7時間）《外部講師》
 - 演習（II） レセプト審査の実務（4時間）《外部講師》
 - 労災医療の実際（整形外科の臨床面から）（2時間50分）
《外部講師》
 - 班別討議（1時間30分）
 - 労災診療費の審査点検業務及び算定基準について（2時間20分）
 - 演習（III） 診療費審査の実務（5時間50分）
 - 総括質疑

【所要経費】 205万円

全国労災診療費担当者会議

労災診療費の改定を行った年（2年ごと）に、労働局の審査担当職員を対象に労災診療費算定基準の改定内容や健康保険診療報酬の改正内容等についての理解を深めることを目的とした会議。

【平成24年度実績】

開催日程： 平成24年4月24日

受講者数： 98名

- 研修内容：
- 労災診療費の適正払いの徹底について（15分）
 - 健康保険の診療報酬の改正内容等について（60分）
 - 労災診療費算定基準の改定内容について（90分）
 - 質疑応答

【所要経費】 322万円

労災医療担当者ブロック研修

外部委託していた審査点検業務の国集約化を契機として、全国6ブロックにおいて、本省職員により、審査業務の留意点等について労働局の審査担当職員の理解を深めることを目的とした研修（平成23年度から実施）。

【平成24年度実績と予定】

開催日程： 平成24年11月～平成25年1月の間で実施

開催場所： 北海道・東北ブロック 福島 (24.11.5)

関東・甲信越ブロック 埼玉 (25.1.10)

東海・北陸ブロック 岐阜 (24.12.6)

近畿ブロック 兵庫 (24.11.7)

中国・四国ブロック 岡山 (24.12.4)

九州・沖縄ブロック 熊本 (25.1.17)

受講者数： 各労働局2名程度（全ブロック合計 96名（見込み））

研修内容： ○ 本省からの説明（60分）

決算検査報告を踏まえた適正審査の徹底、審査における留意事項 等

○ 労災医療の実際と算定方法（60分） 《外部講師》

○ 班別討議（80分）

審査精度の維持・向上、診療費改定内容の周知、指定申請勧奨の取組

【所要経費】 168万円

【上記研修等経費の総計】 695万円

- 労災特有の疾病等の医学的知見の習得のため外部専門家を活用
- 斎一的な取扱いのため労働局をまたがる職員間での情報交換等の機会を設定
- 限られた参加者が伝達研修を行うこととなるため、伝達研修を効率的に行うべく電子媒体での資料配付等の工夫
- 都道府県労働局単位での研修による経費の縮減と時間の有効活用
- WEBを利用した研修の実施を検討し、その実現により経費節減につなげる
- 研修設定時における研修内容に係る職員のニーズの把握や研修後における受講者の意見等の反映

○ 審査担当職員の離職状況と離職理由

1 審査担当非常勤職員の離職状況(平成23年度)

(単位:人)

	職員数	離職者数	年度途中	年度末
審査担当非常勤職員	454	75	28	47

(注1) 審査担当職員のうち、再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員について集計している。

(注2) 離職者数は審査点検業務の国集約化(7月～12月)後を集計している。

(注3) 離職率は、16.5%(75人/454人)となる。

2 審査担当非常勤職員の離職理由(平成23年度年度途中離職者)

離職理由分類	件数	具体例
○ 業務内容	6	業務内容が高度／専門的な業務をこなせない／仕事が忙しく難しい
	4	前の職場と比べて賃金が下がった／交通費が全額支給されない
	4	病気
○ 人間関係	3	結婚／出産
	3	人間関係
○ 転居	3	配偶者の転勤に伴う転居
○ 介護	2	親の介護

(注1) 年度途中離職者28人のうち、把握できた22人分の離職理由である。

(注2) 同一人が複数の理由を述べている場合は、それぞれについて件数を計上している。

○ 業務内容に対応できる専門的知見の付与及び職場において充実したコミュニケーションが図られること